

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容及び到達目標

- アー1) 学習成果を評価する方法を検討し、組織的、客観的に評価できる評価体制を構築する。
- アー2) 自己評価委員会が昨年度まで実施していた、カリキュラムアンケート（2年次及び卒業時）は、教育研究委員会と協働し、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの評価方法を検討・改善して実施し、評価の体系化を図る。
- アー3) GPA制度、S評価導入の目的、活用方法について、学内外に周知し、教育の質向上を促進する。
- アー4) 科目間の成績分布について、組織的に検討する機会を設け、教育のフィードバックを行い、組織的な教育の質改善を図る。
- アー5) COC事業最終年度にあたる「予防的家庭訪問実習」を平成30年度以降の大学独自カリキュラムとして学部生全員に継続実施するためのノウハウを整備し、学生教育、高齢者の健康づくり及び地域の再生・活性化に資する運営方法を確立する。
- アー6) 初めて行う養護教諭実習の運営体制を整備する。
- アー7) 新たに導入した入学者受け入れ方針や、改定したアドミッションポリシーに基づき、相応しい入学者獲得のため、入学試験の方法を引き続き検討する。
- アー8) 平成28年度に新たに開始した臨床教授制や実習指導指針の作成・活用、実習施設に向いて行う臨地実習指導者短期教育プログラムを継続することにより、実習指導の実を上げるとともに、成果について情報収集する。
- イー1) 大学院の広域看護学コースでは、過去の教育実践と評価を検討し、教育カリキュラム全体の見直しを進める。今年度は、特に講義科目を重点にカリキュラムを精選するとともに、入学定員増について検討する。
- イー2) 大学院の助産学コースでは、引き続き定員確保に努めるとともに段階的OSCEを取り入れた教育カリキュラムをさらに精選し、評価を行いながら、修士課程における助産師養成教育モデルを構築する。
- ウー1) 大学院のNPコースでは、特定行為を履修した修了生の活動状況を情報収集し、NP教育の成果を情報発信する。平成29年度は、特に訪問看護における成果を収集し情報発信する。
- ウー2) NPコースの入学生の確保に努め、遠方の学生が学べる環境を検討するとともに、教育の質向上のための取組みを行う。

(2) 教育の実施体制

- アー1) 看護技術習得プログラム全体（第1段階から第4段階）を再評価し、より看護技術の実践力が強化されるプログラムへと改善を図る。また、看護技術確認シートによる卒業時到達度や看護実践能力の評価を継続する。学生が到達度を段階的に評価できる仕組みをつくり、評価の具体的なプランを立案する。
- アー2) 看護技術演習において、実習施設の看護職と協働する指導体制の充実・強化を通して、実践的な看護技術の向上を図る。
- アー3) 養護教諭養成課程の運営に必要な人件費、図書等施設整備費を確保するとともに、養成に関わる教職員の研修に必要な経費を予算化する。
- アー4) 人間科学系教員と看護系教員の有機的な連携のもと、FDに関するワーキンググループを設置し、教員の資質向上と教育方法の改善を目指す。同時に、アクティブラーニングの授

業を拡充し、学生の学習意欲向上と教育効率の改善を目指す。

- イー 1) 本学の教育や実習の方針について、実習施設の協力者、支援者に対して更なる理解を得るため、実習施設全体説明会や学外施設に出向いての講義を行い、積極的に情報発信する。
- イー 2) 看護国際フォーラム、出前講座、公開講座及び総合人間学を活用し、看護・看護学の意義や魅力と本学の特徴を社会に発信する。

(3) 学生への支援

- アー 1) 28年度に整備した学生用ネット掲示板及び学内wifi環境の教育利用をさらに拡大する。
- アー 2) 学生支援を多面的に行うことができるIT化を目指し、教務システムの改善を図る。
- イ) より早期に国試模試を導入するとともに、年間の模試計画の早期の立案及び個別・小人数指導体制の整備により、学習への動機付けを高める。
- ウー 1) 学生の経済的負担を軽減するため、授業料減免制度や奨学金制度の充実に向けた検討を加速化させるとともに、現行制度の情報発信についてもその強化を図る。
- ウー 2) 1年次から3年次までの担任を複数とし、学生の生活状況や学習意欲向上に向けてきめ細かい支援を行う。また、学生の健康問題に関しては、保健室保健師と学年担任、教務学生グループが連携して支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対しては、カウンセラーと精神科医によるコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制を強化する。また、保健室の活動について教職員に周知する。
- ウー 3) 学生同士または学生と教員が交流できる環境づくりのために、新入生オリエンテーションを学内で実施する。コンタクトグループの集会和全学スポーツ交流会を4月に実施し、教員および学年間の交流と情報交換の場とする。
- エー 1) 県内施設・大分県看護協会と就職支援委員会及び看護研究交流センター継続教育推進チームとの連携を緊密にし、県内施設における職員・卒業生と本学教員との交流を図り、学生の県内施設への就職支援を積極的に行う。
- エー 2) 就職・進学ガイダンスに、県内で就業する卒業生を招き、在学生との交流の機会を設け、県内施設への就職支援を行う。
- エー 3) 平成30年度実施予定の開学20周年記念事業に向けて、同窓会と協力して卒業生の協力を得やすい体制づくりを進める。ホームカミング日を大学祭期間中に開催し、本学卒業生の体験談やUターン情報の提供を行う。

2 研究

(1) 研究の方向

- ア) FDを通じて教員の資質向上と研究の質的向上、科研費採択率の向上等を目指すとともに、科研費申請体制の見直しを図る。
- イー 1) 自治体や企業と共同で看護や健康に関する研究を進め、研究成果の実用化を目指すとともに、それらの活動を社会に発信する。
- イー 2) 大分県医療ロボット・医療機器産業協議会等と連携して、看護を通じたものづくりに対する看護現場と企業の関心を高め、産学官連携のプラットフォームの整備を進める。
- イー 3) 予防的家庭訪問実習の効果を学会発表・論文として社会に発信する。

(2) 研究の実施体制

- アー 1) 海外からの研究者を積極的に招聘し、教員・大学院生の研究のコンサルテーションによる研究の活性化を図る。
- アー 2) 各教員が研究アイデアを実現するために学内競争的研究費を活用し、科研費不採択課

題に対して申請を促すなどの対策を継続して行う。

アー 3) 研究の倫理と安全に関する教職員・学生の研修と情報提供を継続して行う。

イ) 看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が、優れた研究成果を発信する学術誌としてさらに認知され、社会的役割を果たせるよう、査読・編集作業の効率化を進め、引き続き年3回の定期発行を目指す。

3 社会貢献

(1) 地域社会への貢献

ア) 地域の看護職の看護研究支援を行い、可能なものは共同研究へと高めていく。医療職の情報処理統計相談窓口を引き続き開設する。

イー 1) 公開講座を大分市内で開催する。大学の行事や事業をマスメディア、大学HP、facebook等により発信する。同時に行政機関や看護協会などの関連団体にも周知の協力を呼びかける。

イー 2) 大分県スポーツ学会等と協力して、スポーツ救護講習会を開催してスポーツ救護ナース及びスポーツ救護員を育成し、県内の競技会やスポーツイベントに救護員として派遣する。

イー 3) 自治体に協力して、介護予防ボランティア等を育成する。

イー 4) 生涯健康県おおいた21関係団体、健康寿命日本一おうえん企業として、県民の健康づくりの支援を行う。県民の健康意識の涵養及び地域との交流を目指して、本学学生とともに地域のイベントで出前健康・体力チェック等を実施する。

イー 5) 予防的家庭訪問実習を通して実習地域のまちづくりに積極的に関わる。

ウー 1) 本学同窓会「四つ葉会」の地区別会合や、保健師・助産師・NPなど領域別会合の開催に協力する。平成30年度実施予定の20周年記念行事の周知のため、本学と本学同窓会「四つ葉会」、大分県立厚生学院同窓会「草の実会」が共催するホームカミングデイを実施、発展させる。

ウー 2) 本学の卒業生で保健師として活躍している同窓生を対象に研修会を開催し、保健師活動の最近の動向や今後の方向性について情報交換を行うとともに、卒業後の活動実態や課題を卒業生と大学が共有する場とする。

(2) 国際交流の推進

アー 1) ソウル大学校看護大学との交流を深める。

アー 2) 蔚山大学からの学生の受入体制等の充実を図るとともに、さらなる相互交流の推進を目指す。

イー 1) 第19回看護国際フォーラムを開催し、教員、学生及び県内看護職者の国際的視野を育成するとともに、その成果を公表する。

イー 2) 諸外国からの研修生や留学生を積極的に受け入れるための仕組みを英語版大学HPで発信する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

アー 1) 理事長（学長）のリーダーシップの下で、理事会・経営審議会及び教育研究審議会を積極的に運営することにより、効果的に大学運営を行う。

アー 2) 開学20周年を迎えることから、関連事業に必要な体制整備を推進する。

アー 3) 学内役員会を定期的で開催し、理事長（学長）のリーダーシップに基づく機動的な意思決定を行う。

- イー 1) 特定行為研修を適切に実施するため、学内に設置したNPプロジェクトやNP教育推進チーム、学内外の委員で構成する特定行為研修管理委員会の連携を強化する。
- イー 2) 産学官連携推進のための体制整備を一層推進する。

(2) 開かれた大学運営

- アー 1) 大学運営の透明化を高めるとともに、社会ニーズを適切に把握するため、学外各層の専門家等を理事及び経営審議会委員に登用する。
- アー 2) 自治体の審議会・各種委員会の委員に本学教員を積極的に派遣する。
- イー 1) 卒業生・修了生が参加する同窓会等の会合を通じ、本学に対する意見を収集する。
- イー 2) 匿名でも投書できるよう学内及び学内webに設けた意見箱により、学生等の意見を広く収集する。

2 人事の適正化

(1) 人事の適正化

- ア) 性別、年齢、国籍等に関係なく幅広い観点から優秀な教職員を確保するとともに、適切な人事配置を行う。
- イー 1) 大学固有事務職員の評価制度の確立に向け、引き続き検証を進める。
- イー 2) 教員評価制度については、これまでの結果を分析し、現行のシステムの改善を図るとともに、業務量の均等化を図る。

(2) 人材の育成

- アー 1) 新採用や新任教職員を対象とした学内研修を実施する。また、新任教員には、個別に担当教員による人材育成を行う。
- アー 2) 学内競争的研究費のプロジェクト研究、先端研究と奨励研究への申請を促進するとともに教員の研究意欲や研究能力の向上を図り、競争的研究費の活用を図る。
- アー 3) 教員に積極的に修士・博士の学位取得を促し、教育・研究の質の向上を図る。
- イー 1) 専門性の高い大学固有事務を担う大学固有職員の人材育成を行う。
- イー 2) 自治体が実施する研修や公益財団法人が行う各種研修を積極的に受講するとともに、公立大学協会や他大学などが行う専門性が高い研修にも積極的に参加するよう努める。
- ウ) 大学固有事務職員の育成に向けた他機関との人事交流について、幅広く検討する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入及び外部資金の獲得

(1) 自己収入の確保

- アー 1) 県内高校への出前授業、進学説明会、大学祭及びオープンキャンパスで大学の魅力をアピールするとともに、県内外から優秀な受験生を確保するための方法について検討する。
- アー 2) 地域社会や医療機関等のニーズを勘案した公開講座を開催し、参加者数の拡大を図る。
- アー 3) 授業料の滞納を防止するために、学生との相談を通じて、助言や指導を行い、滞納を未然に防止する。
- イ) 体育館やテニスコート等の大学資産（施設）を学外者が利用しやすいように手続き等の詳細を大学HPに掲載し、積極的に貸出すことで財産貸付料収入の確保を図る。

(2) 外部資金の獲得

- アー 1) 研究費等外部資金に関する情報収集・申請・受入等の研究支援体制を強化するとともに、メール配信や学内Webへの掲載により教員への情報提供を行う。
- アー 2) 科学研究費補助金の説明会を開催し、採択率向上のためのスキルアップ等の支援を行い、原則全教員が申請する。

2 経費の効率化

(1) 経費の効率化

- アー 1) 教職員に対する光熱水費節減の呼びかけや資源の有効活用のため、両面コピー、ミスコピー用紙の再利用を徹底する。
- アー 2) 公用車の利用促進を図り、適正かつ効率的な管理を行う。
- イー 1) 最大電力使用量を抑えることにより電気料金の抑制に努めるなど、徹底した管理のもとに計画的な節電に取り組む。
- イー 2) 節水対策を継続して実施し、前年度程度の節水を進める。
- ウー 1) 委託契約などの契約内容を点検するほか、契約期間の見直しを行い、複数年度化等の対策を取り、競争的環境の確保等について一層の推進を図る。
- ウー 2) 契約にあたっては、一般競争入札及び指名競争入札による入札方式の採用並びに一括発注や複数年度契約等により、経費の削減に努める。

3 資産の適正管理及び有効活用

(1) 資産の適正管理

- アー 1) 資金の管理・運営については、余裕資金を定期預金により運用するなどし、適正かつ効率的な管理・運営を行う。
- アー 2) 金融機関の金利や格付け機関からの評価の動向に注視し、安全で適正な資金管理を行う。
- イー 1) 県の計画的保全工事5ヶ年計画に基づいて建物等資産の適正な管理を行う。
- イー 2) 土地・建物等の資産については、定期的に学内の施設・設備を調査点検し、計画的な改修や修繕などの適正な維持管理や更新を行う。

(2) 資産の有効活用

- アー 1) 施設・設備の利用については、学内Webを活用し、教職員が事前に予約することによって、有効かつ効率的な利用を図る。
- アー 2) 体育館やテニスコート等大学資産の貸付について、申請方法等の詳細情報を大学HPで公開し、地域住民に積極的に貸し出すことにより有効活用を図る。
- イー 1) 看護研究交流センターが発行するインターネットジャーナル「看護科学研究」が、優れた研究成果を発信する学術誌としてさらに認知され、社会的役割を果たせるよう、査読・編集作業の効率化を進め、引き続き年3回の定期発行を目指す。
- イー 2) 大学リポジトリの運用を開始し、学位論文等を社会に公開する。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の充実

- アー 1) FDを推進する組織としてFDワーキンググループを立ち上げるとともに、FDに関する様々な情報提供や学内研修、教育・研究の支援活動を継続する。

- アー 2) 授業評価アンケートを将来的に全科目で実施することを目指し、1年次の全開講科目で実施し、集計結果を公表する。
- アー 3) カリキュラムおよびカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの評価方法について改善を図るとともに、2年生、4年生を対象にそれらの調査を実施する。
- イ) 本学の自己評価に関する体制をチェックし、自己点検・評価をより効果的に進めるための方策を検討する。

2 情報公開や情報発信の推進

(1) 情報公開や情報発信の推進

- アー 1) 中期目標、中期計画、年度計画、大学機関別認証評価の内容を大学HPで公開する。
- アー 2) 大学経営の透明化を図るため、財務運営状況を大学HPで公開する。
- アー 3) 大学運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会及び経営審議会の議事概要をWebで公開する。
- イ) 様々な教育活動や優れた研究成果を大学HPやfacebook等で定期的に紹介する。
- ウー 1) 大学HP等を活用して、大学イベントや学生のボランティア活動などの社会貢献活動について情報発信する。また、それぞれの価値や魅力を大学HPに公開するとともに、各種メディアに情報発信する。
- ウー 2) 高校生向けに大学の魅力や特徴をわかりやすく発信できる大学案内を制作する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備と活用

(1) 施設・設備の整理と活用

- アー 1) 「看護」及び「医療・保健・福祉」に関する蔵書の充実、図書の電子化に向けた基盤の整備を図る。
- アー 2) 地域に開かれた図書館となるよう、卒業生、修了生を含めた学外者の図書館利用に係るサービスの充実と環境整備について検討し、推進する。
- アー 3) アクティブラーニングの導入に向けた施設整備を推進する。
- イー 1) 施設・設備の整備にあたっては、環境対策及びユニバーサルデザインに配慮した設計や機器等を積極的に採用する。
- イー 2) 県の施設整備課と協議しながら、省エネ仕様の照明器具を使用するなど環境に配慮して施設整備を行う。

2 大学の安全管理

(1) 大学の安全管理

- アー 1) 防犯・交通安全講話及び安全運転講習会を開催するとともに、掲示・メールで学生に情報提供や呼びかけを行う。
- アー 2) 学生の健康問題に関しては、保健室保健師と学年担任、教務学生グループが連携して支援する。特にメンタルヘルスの問題をかかえる学生に対しては、カウンセラーと精神科医によるコンサルテーションを活用し、それぞれの事例に対応した支援体制を整備・強化する。また、保健室の活動について教職員に周知する。
- アー 3) 生涯健康県おおいた21推進協力事業所として、教職員の健康管理及び疾病予防に取り組む。
- アー 4) 安全衛生について、衛生委員会での検討を踏まえ、職場点検や適切な措置を実施し、職場の環境を改善・推進する。

- イー 1) 全学防災訓練及び災害時の安否確認メールの訓練を実施し、危機管理上の対応を検証する。
- イー 2) 学生及び教職員の私用による海外渡航について、事前に大学に届出を提出することにより、災害時の安否確認に備える。また、外務省の渡航登録サービスへの登録を促す等、学生等の安全確保を指導する。
- ウー 1) 科学研究費補助金に関する説明会の開催に加え、メール配信や学内Webへの掲載によりタイムリーな情報提供を行い、教職員へ関係法令等の周知や法令遵守の徹底を図る。
- ウー 2) 外部資金に係る不正防止計画等に基づき、内部監査を実施し、研究費が適正に取り扱われているか監査を行う。

3 人権尊重の推進

(1) 人権尊重の推進

- アー 1) 教職員を対象とした研修会を開催し、人権の擁護について学習の機会を提供するとともに、外部で開催される各種研修会への参加を促す。
- アー 2) ハラスメント相談事業について、年度当初のオリエンテーション、メール、大学HP、掲示などを用い、定期的周知活動を行う。
- イ) 講義・実習や外部講師による研修会を通して人権問題の理解と意識付けを継続して行う。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

(単位：千円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(1) 照明監視システム更新	(設計) 535 (工事) 13,374	施設整備費補助金
(2) 屋外灯撤去・更新	(設計) 65 (工事) 1,620	施設整備費補助金
計	15,594	

2 人事に関する計画

「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 人事の適正化」に記載のとおり。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(1)積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ア 教育研究の質の向上を図るための設備の充実
- イ その他教育、研究に係る業務及びその付帯業務

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

平成29年度	看護学部	320人
	看護学研究科	76人

(別紙)

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 29 年度予算

(単位：千円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	584,067
施設整備費補助金	14,994
地(知)の拠点整備事業補助金	12,853
N P 育成促進・啓発事業補助金	2,031
自己収入	
授業料及び入学金検定料収入	273,044
雑収入	7,637
受託研究等収入	2,430
目的積立金	2,080
計	899,136
支出	
業務費	
教育研究経費	183,338
人件費	613,860
一般管理費	101,938
受託研究等経費	0
計	899,136

(注)教育研究経費には、教育研究の重点領域に対し、理事長が裁量により配分できる経費 2,839 千円が含まれている。

2 収支計画

平成 29 年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
費用の部	
経常経費	914,812
業務費	797,198
教育研究経費	183,338
受託研究等経費	—
人件費	613,860
一般管理費	101,938
雑損	—
減価償却費	15,676
臨時損失	—
収益の部	
経常収益	914,812
運営費交付金収益	584,067
授業料等収益	273,044
受託研究等収益	2,430
施設費等収益	29,878
雑益	7,637
目的積立金収益	2,080
資産見返負債戻入	15,676
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

(注) 施設費収益は、施設の修繕工事のため計上する。

3 資金計画

平成 29 年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
資金支出	899,136
業務活動による支出	899,136
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
翌年度への繰越金	—
資金収入	899,136
業務活動による収入	899,136
運営費交付金による収入	584,067
授業料及び入学検定料等による収入	273,044
受託研究等による収入	2,430
その他の収入	39,595
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—